

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
野洲市	北	令和 2年 12月 1日	平成 30年 6月 30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	79	ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41	ha
③地区内における 才以上の農業者の耕作面積の合計	29	ha
i うち後継者が年少により未定の農業者の耕作面積の合計	16	ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	13	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	30	ha

(備考)

北地区に於いては現状70歳未満の認定農業者が居るため今後5年間までは何とか地域耕作者で吸収できるが、10年後は全く分からない状態です。

注1:③の「●●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。(70歳や75歳など)
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

北地区に於いては認定農業者が7名居るため、5年間は地元の耕作者で吸収できるが、10年後は大変な状態になる事は明らかだと思います。75歳以上の耕作面積は9.5ha、70歳以上の耕作面積は29haと離農面積が急増する。今までは北の認定農業者で何とか吸収してきたが、10年後を考えると全く分からない状態です。今後は大規模農家に頼らなければならないと思います。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

北地区の認定農業者を中心に集約化していく。また新規認定農業者の受け入れを促進する。

法人化組織されている団体、大規模農家、K、H等の入り作を希望する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻 麦 大豆	10.7 ha	水稻 麦 大豆	10 ha	北集落
認農	B	水稻 麦 大豆	3.8 ha	水稻 麦 大豆	4 ha	北集落
認農	C	水稻 麦 大豆	2.5 ha	水稻 麦 大豆	4 ha	北集落
認農	D	水稻 麦 大豆	8.2 ha	水稻 麦 大豆	5 ha	北集落
認農	E	水稻 麦 大豆	11.5 ha	水稻 麦 大豆	2 ha	北集落
認農	F	水稻 麦 大豆	4.1 ha	水稻 麦 大豆	3 ha	北集落
認農	G	水稻 麦 大豆	4.2 ha	水稻 麦 大豆	0 ha	北集落
認農法	H	水稻 麦 大豆	23.6 ha	水稻 麦 大豆	2 ha	北集落
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	8人		68.6 ha		30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

高齢化等により耕作困難地が出た時は、北地区認定農業者に分配していく。また大規模農家の参入。

中間管理機構の活用

将来の経営農地の集約化を目指し。土地所有者は出し手、受け手に関わらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

環境整備

用水路、排水路の清掃。また農道整備に於いては地権者の参加。